

会 議 要 旨

会議名	館山市図書館協議会
開催日	令和元年 7月31日(水)
開催場所	館山市図書館
出席者	委員：大西純夫 眞田滋子 生稲裕美 関 和美 波佐間美和子 教育委員会：井澤教育部長 櫻井生涯学習課長 渡邊図書館長 飯田管理係長 高橋主任司書 行革財政課：栗林行財政改革係長
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 一部非公開 非公開
非公開の場合の理由	
傍聴者	2名
会議概要・結果等	<p>○議事 事務局より説明 1. 指定管理者制度について</p> <p>質問・意見等</p> <p>○民間業者について 民間業者の利潤の追求と図書館とは合わない気がする。いい本でも高額な本は買えなくなるとか、質を危惧する。また、性質の違う公園と菜の花ホールが一緒に、図書館が大事に運営されるのか。 図書費については予め仕様書で枠を設定することになる。公園等の一体管理については、得意分野を持った何社かの事業体での運営となる。</p> <p>○関連団体の意見等について 図書館は民間企業の割合が高く、しかも特定企業に集中している。どんなサービスをしてほしいのかははっきりさせておかなければいけない。学校やボランティア団体等の関わりのある団体に意見を求め、市の他部署との連携も続けられるのか等を丁寧に聞いた上で、進める必要がある。 学校やボランティア団体等へは意見を取る必要がある。 図書館利用者でない市民へのアンケートとして、平成28年8月に「公共施設等に関する市民アンケート」を実施。無作為抽出で、市民2000人にアンケート送付し、706人の回答があった。図書館という施設の今後の在り方については、現状維持が19.5%が一番多かった。市施設の拡充・現状維持の財</p>

源をどうするかについては、民間委託の推進など更なるコスト削減が最も多く68%あった。

○人事権について

指定管理導入後の図書館の人事権はどこが持つのか。
館長以下、指定管理者側にある。

○人材の確保について

指定管理者が司書等を募集しても応募がない可能性がある。それでもやってくれるのか。質の低下があるのでは。

指定管理者の選定は、金額だけでなく内容等総合的に評価するプロポーザル方式をとる。選定委員会の委員は関係部長、課長、係長が想定されるが、その中に協議会委員が入ることも考えられる。選定委員会で候補者として選定され、最終的には市議会の議決を経ることになる。

別の案件では、安い業者ではなく提案内容により設定金額の上限に近かった業者が取っている。今までに4社は意向があると見ている。

○メリットについて

長期的に質の部分が低下しないか不安がある。質的メリットは何か。

また、図書館・公園・菜の花ホールの3施設はそれぞれ性質が違うもので、図書館は中身に重点を置くもので、一つだけ別でもよいのでは。3つセットにするメリットは。

新たな拡充の部分については、事業者の提案を受けて出てくるものであり、今示すのは難しい。

3施設一体は、点ではなく面で見ることにより、スペースの広がり、公園、菜の花ホール経由の新たな人の流れができるという相乗効果を期待している。

○スケジュールについて

令和2年4月からの導入スケジュールは。

あくまで参考のスケジュールである。丁寧に手順を踏んでいく必要がある。市民からの意見を仕様書に入れて、使いやすい図書館にしていきたい。

○サービスについて

図書館のサービスは、基本的な住民の生活に関わる部分もある。今のサービスは指定管理者でもすべて再現されるのか。

選書についても、誰が確認を行うのか。

再現される仕様としたい。選書については、現組織では生涯

学習課内に図書館担当を置き、司書資格を持つ職員が判断していくことになる。

○司書について

図書館で司書が働けないのは人的損失となる。

司書が資料を良く知り大事にして継続していくことが、人が変わった時に大丈夫なのかの危惧があり、それが図書館の指定管理者制度の導入率の低さに出ているのでは。

○図書館の指定管理について

図書館には公的使命、社会教育施設としての位置づけがあり、指定管理者制度には、なじまないという意見が多い。

市民の暮らしに関わる重大な事案であり、急がず十分な時間をかけて、多くの市民の意見をくみ上げて慎重に協議し、最善の方向を探して示していただきたい。

館山市図書館協議会がこのように思っているということを市の方に伝えていただき、今後のスケジュールについて考えてほしい。